

税の通信

令和4年1月20日
発行/国富町役場
編集/税務課
電話/75-3111

■マイナンバーカードとスマートフォンで確定申告(令和4年1月以降)

令和3年分確定申告からマイナンバーカードとスマートフォンで確定申告が可能になりました。(マイナンバーカード読取対応スマートフォンが必要になります。対応機種については国税庁HPをご参照ください)

国税庁HP「確定申告書作成コーナー」→



書き方や計算が分からない...

⇒ **自動計算**

画面の案内に沿って入力すれば税額まで自動計算されます。

操作入力がめんどろ...

⇒ **自動入力**

スマホのカメラで給与所得の源泉徴収票を撮影すれば自動入力されます。

＼ さらに便利！！ ／

「マイナポータルアプリ」をインストールし連携することで以下の項目を自動入力することができます。

令和3年分より、ふるさと納税、生命保険、地震保険、医療費など、マイナポータルアプリと連携することで自動入力することができます。ただし、証明書発行元がマイナポータル連携に対応している必要があります。医療費については、令和3年9月～12月分の医療費通知情報が取得可能となる予定です。(令和4年分以降は1年間を通した医療費通知情報が取得可能になる予定です)

また、スマホでなく、PC等を使用し国税庁HP確定申告書作成コーナーで作成したデータを電子送信することができます(PC上に表示される2次元バーコードをマイナポータルアプリで読み取り送信できる)。特に、給与所得者、年金所得者で医療費控除やふるさと納税、その他控除で還付申告をされる方は、申告会場での待ち時間なしで、早期還付を受けられます。(紙媒体で提出するより、スマホで電子申告することで早く還付が受けられます)

■新型コロナウイルス感染症に起因する給付金等の取り扱いについて

① 国や地方公共団体から支給される助成金のうち、次のものは**非課税**となります。

- イ 助成金の支給の根拠となる法令等の規定により非課税とされるもの。
(例) 特別定額給付金、子育て及びひとり親世帯への臨時特別給付金、休業支援金など
- ロ 「学資として支給される金品」や「心身又は資産に加えられた損害について、支給を受ける相当の見舞金に該当するなど、所得税法の規定により非課税とされるもの。」
(例) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、外出自粛要請等に伴う心身損害(精神的苦痛)や資産損害(やむを得ない支出)に対して支給されるもの。

② ①に該当しない助成金は、次のように**課税対象**となります。

- イ 事業所得、不動産所得、雑所得等
事業者の営業自粛に伴う収益の補償や経費の補てんとして受け取る金品など、業務上の取引に関連して支給するものや継続的に支給を受けるもの。
(例) 持続化給付金(事業者)、家賃支援金、事業・経営継続支援金、休業要請協力金、肥育農家経営安定対策事業費補助金、雇用調整助成金など
- ロ 一時所得
上記①に該当しないもので、臨時的に広く一般に支給するもの。
(例) 持続化給付金(給与所得者)、需要喚起を目的とするもの、単なる家計支援など。

令和3年分の収入申告に関するお知らせ

《農業・営業・不動産収入がある方の申告》

それぞれの収支内訳書を作成のうえ申告をします。

- 農業：農業用の収支内訳書を作成します。

(自家保有米だけを栽培されている農家の方についても、収支内訳書を作成してください。)

※牛飼育農家の方は、飼育管理台帳や飼料代等の領収書、肉用牛売却証明等を必ずご持参ください。

＜家事消費＞国富町の平均単価 ※参考単価

玄米1俵(30k) 早期 6,189円206円/k 普通 6,599円219円/k

粳 1俵(30k) 早期 4,951円165円/k 普通 5,279円175円/k

※ご自身の出荷単価が分かる方は、そちらを基に計算してください。

- 営業：一般用の収支内訳書を作成します。小売・製造・大工など自営業の収入がある方が該当します。
- 不動産：不動産用の収支内訳書を作成します。

◎上記の農業・営業・不動産収入などの課税売上高(収入)が1,000万円を超えたら、消費税の課税事業者となります。詳しくは、宮崎税務署(電話29-2151)までお問合せください。

《非課税収入だけの方の申告》

障害者年金・遺族年金・失業保険等は非課税ですが、必ず住民税の申告をしてください。

この申告がない場合、国民健康保険税の算定(軽減判定等)ができないため、軽減することができません。

《令和3年中(1年間)に収入がなかった方の申告》

収入がなかった旨の申告を必ずしてください。ただし、町内在住者の税法上の扶養になっている方は除きます。

国富町外にお住まいの方に扶養されている場合は、「誰々に扶養されている」という申告が必要です。

《身体障害者手帳・療育手帳などをお持ちの方》

身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳をお持ちの方は、障害者控除の適用が受けられます。

対象となる方の手帳をご持参の上、必ず障害者であることを申告してください。

※身体障害者手帳等の交付を受けていない方について

65歳以上の要介護認定者等で、寝たきり度や認知症の状態が一定の基準に該当する場合は、障害者控除の対象となる場合があります。この場合、町が発行する障害者控除用の認定書が必要となりますので、町保健介護課へ認定書の交付申請を行ってください。(申請者の印鑑が必要です)

ただし、原則令和3年12月末日現在の要介護認定者等が障害者控除の対象者です。

《所得税の還付申告》

給与所得者や年金所得者等で、年末調整が済んでいない方や、配偶者や扶養者の扶養控除等の申告書を提出していない方 など。

☆次のいずれかに該当する方は、住民税申告の必要はありません☆

- 収入が給与だけで、勤務先から国富町へ給与支払報告書が提出されている方

(提出されているか不明の場合は、勤務先へお問合せください。)

※ ただし、複数の会社からの給与所得がある方は、確定申告をしなければならない場合があります。

- 確定申告をされる方

- 収入が公的年金だけの方(ただし、生命保険・地震保険・医療費等の控除を受けたい方は申告が必要です)。

- 「令和4年1月1日現在で国富町内にお住まいの方」に扶養されている方(扶養控除の適用がある方)。

太陽光発電設備を設置された皆様へ

設置者	「償却資産（固定資産税）」の申告が必要となる場合
法人	事業の用に供している資産になります。 売電をされているかいないかにかかわらず償却資産として申告の対象となります。
個人 (個人事業主)	店舗やアパート、農業など事業を営む方が、その事業のために太陽光発電設備を設置した場合は、事業の用に供している資産になります。 売電をされているかいないかにかかわらず償却資産として申告の対象となります。
個人 (住宅用)	<u>発電出力10キロワット以上の住宅用太陽光発電設備を設置し売電している場合は</u> 、売電事業用の資産になります。 売電事業用の償却資産として申告の対象となります。

※「事業」とは、一定の目的のために一定の行為を継続、反復して行うことをいいます。

※償却資産の申告は、毎年1月末日までにしてください必要があります。

※所有する太陽光発電設備が償却資産（固定資産税）の課税対象となるかわからない場合や、申告方法などでご不明な点がございましたら**税務課資産税係（内線 362）**までお問い合わせください。

納税は義務です。滞納は許されません！！

☆税金を納期限内に納税しないと延滞金が加算されます。

延滞金は、納期限内に納税された方との公平性を図るため、納期限内に納税しなかったことに対する罰則的な意味合いを持っています。※延滞金は、地方税法で納付しなければならないと定められています。

☆税金を滞納すると滞納処分(差押)を行います。

納期限を1日でも過ぎると滞納となり、納期限から20日以内に督促状が発送されます。

督促状を発送してから、10日を経過した日までに税金の完納が確認されなかった場合は、滞納者の財産（給与・預貯金・売掛金・農業交付金・税還付金・生命保険等の債権・不動産及び自動車等の動産など）を差押さなければならぬことが地方税法に規定されています。これに基づき、町で、財産調査(家宅搜索含む。)を行ない、財産を確認次第差押を行います。

※これらの滞納処分(差押)は、滞納者の意志や同意に関わらず行われます。

☆納め忘れのない口座振替を推進しています。

税金の納期限内の納税には、口座振替が確実です。

町では、納め忘れのない口座振替を推進しています。金融機関、税務課窓口でご相談ください。

☆町の徴収方針

税金は、福祉や教育をはじめとした公共サービス提供のために欠かせないものです。

納期限内納税者との公平性を確保するためにも、滞納に対しては、厳しく対応し、滞納解消に向けてしっかりと取り組んでいきます。

なお、病気や失業など、やむを得ない理由で、一時的に税金を納期限内に納めることができない方については、必ずご相談ください。

〈税務課納税管理係：内線 368・367〉

税務署による申告相談会の会場

会場：イオンモール宮崎 2階イオンホール及び会議室(宮崎市新別府町江口862-1)

日程：申告相談(所得税・消費税・贈与税)

◆ 2月16日(水)～3月15日(火) 午前9時～午後4時まで

※土・日曜日は除きます。ただし、2月20日(日)・2月27日(日)は、開設します。

確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です。

感染リスク軽減のために「ご自宅からe-Tax」をご利用ください。

☆お問合せは、宮崎税務署 TEL 29-2151 (音声案内に従い「0」番を選択してください。)

令和4年 町・県民税等申告日程表

申告受付時間 午前9時～午後2時30分 (正午～午後1時は、午後の受付準備で休止。)

月	日	曜	対 象 地 区	会 場 ※一部会場を 変 更 して います	位 置 情 報 (以下のコードを Google で検索する と所在地が表示されます)	
2	16	水	永山・高尾・井野・若宮・旭・上床・中別府・堀内・ 翔木	北俣体育館	28W8+WJ国富町	
	17	木	寺中・永田・萩原・高田原・市の瀬・狩野・法ヶ岳	深年体育館	27CR+J4国富町	
	18	金	井水・大坪・馬渡・川上・八代馬場	川上公民館	28H3+2X国富町	
	19	土	全地区受付(期間中に申告できない方)		役場2階第1会議室	
	21	月	三名・上六野・下六野・牧原・亀の甲・エデン の園・さくら苑	三名公民館	284X+FX国富町	
	22	火	木脇馬場・金留・桑鶴・太田原・あけぼの園	木脇地区農業構 造改善センター	X9P9+6C国富町	
	24	木	岩知野・塚原・平原・ケアハウスサングラン			
	25	金	伊佐生・尾園・今平・栗巣・門前	尾園公民館	28CJ+QC国富町	
	26	土	全地区受付(期間中に申告できない方)		役場2階第1会議室	
28	月	竹田・飯盛・須志田東・須志田西	森永公民館	272M+CF国富町		
3	1	火	森永・向高・市の野	役場2階第1会議室		
	2	水	稲荷・上馬場・嵐田・田尻・上田尻・向陽・向 陽の里			
	4	金	大脇・仮屋原・一丁田・宮王丸			
	7	月	六日町・六日町東・八幡			
	8	火	十日町東・十日町西・十日町南			
	9	水	犬熊・仲町			
	11	金	各地区で申告できなかった方			
	14	月	各地区で申告できなかった方			
15	火	各地区で申告できなかった方				

(注) 2月16日(水)～3月1日(火)の間は、各地区へ職員が出向いています。

このため、税務課での申告や相談は受付できませんのでご了承ください。

また、役場での申告は混雑が予想されますので、可能な限り各地区の会場をご利用ください。

なお、税務署から「利用者識別番号」の通知が届いている方は、会場へお持ちください。

確定申告書等にはマイナンバーの記載が必要です！！

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、確定申告書等にはマイナンバー(個人番号)の記載が必要となります。マイナンバー(個人番号)を記載した確定申告書等を税務署へ提出する際には、申告されるご本人の**本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証など)の写しの添付**が必要です。

申告会場での新型コロナウイルス感染症予防対策について(お願い)

- ・お越しの際は、マスクの着用をお願いします。
- ・会場入口付近に、消毒液と体温計を準備しますので、手指の消毒と体温計測にご協力ください。
- ・発熱されている方、体調の優れない方については、会場での申告をお控えください。
- ・待ち時間は、できる限り隣の方との間を空けてお座りください。
- ・できる限り少人数でお越しください。
- ・会場は冷えますので、各自防寒対策をお願いします。